

## (令和5年度) 第3回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和5年8月28日(月)15時00分～17時00分
- 2 場 所 総務省1階 低層棟101会議室
- 3 出席者 林座長、井上委員、江口委員、加藤委員、神山委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、宍戸委員、長谷川委員、平井委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 個人住民税における現年課税化について
  - (3) その他
  - (4) 閉会
- 5 議事の経過
  - 個人住民税における現年課税化に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。
  - 個人住民税に関する報告事項に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(個人住民税における現年課税化に関する主な意見等)

- 事務負担について
  - ・ 現年課税化に際し、自治体による税額確定、還付追徴という考えがあるが、住民税における年末調整を自治体が行う場合、自治体の事務量が増えることになるため、各業務における負担の軽重がどのように変わるかを明確にしていく必要がある。
  - ・ 現年課税化をするにあたっては、住民税において10%で源泉徴収し、還付するというかたちにすれば確定申告も進むと思うが、最初は抵抗が大きいだろう。
  - ・ 最初に10%で源泉徴収し、現在の賦課決定を5月ないし6月に行い基本還付という形にすれば、少なくとも各特別徴収義務者に税額通知書を送って納付させる手間が減るため、特別徴収義務者の負担も下がるのではないか。自治体側も、還付口座に一斉に振り込むだけで済み、通知するという手間もなくなる。社会保障関係のインフラとして使える所得も確

定できる。あくまで所得税の付加税ではないという位置づけができれば、この方法が望ましいと思う。

- ・ 現年課税については、とにかく企業の手間が増えず、複雑化しないことが願いである。行政側で対応していただけるとありがたいが、付加税化との折り合いや基礎自治体間の差異にどう対応していくかが課題か。

#### ○ 所得税の付加税化について

- ・ 徴税義務と両立して納税義務者の負担も軽減しなければ合意が得られないという中で、住民税を所得税の付加税化とさせないという方策はどのような方向で進めるべきなのか議論したい。
- ・ 地方の超過課税を認めつつ、所得控除も自由に認めつつ、ある程度地方の意向が反映されるような仕組みを維持し、地方の財源の事情を配慮し、なるべく地方の事務手数が減らすことを考慮すると、確定申告という方向、その鍵がデジタル化ということにつながる。確定申告のデジタル化が現実的になりつつあり、その流れでより望ましい現年課税化に向かうのではないか。
- ・ 所得税と住民税は課税ベースが似ているが、住民税では条例で自治体ごとに免除等が可能であるといった差異がある。こうした差異を統一するか、各自治体の考えを反映させる制度設計がよいかは今後議論を深めていく必要がある。
- ・ 現年課税を給与所得者に限定して源泉徴収することとすると、分離課税分や申告の内容を反映する寄付金控除、医療費控除があるため、翌年度課税の部分が発生するのではないか。

#### ○ 現年課税化のメリットについて

- ・ 所得の発生と納税のタイミングが近いことは誰にとって望ましいか、本当に納税義務者にとって望ましいか、何が有益なのかが少し分かりにくい。議論が進み、実務的にどう進めるか考える中で、課税のタイミングを一致させることの重要性が少し薄くなってきた。
- ・ デジタル化によってどこまで納税義務者あるいは特別徴収義務者が便利になることが言えるかによって現年課税化も進めやすくなると思う。
- ・ 現年課税化をするにあたり、その背景を示した上で、今後のスケジュール感を示す必要があると思う。
- ・ N年度に現年課税のための改正法案を提出するのであれば、N-2年度もしくはN-4年度、N-5年度くらいから、国民住民を巻き込んだ租税教育をしておくべきではないかと考える。

- ・ 現年課税について、国民住民に具体的なメリットをまず示すべきである。

#### ○ 確定申告について

- ・ 確定申告が現年課税化が進むかどうかのキーワードと思う。申告の仕方について国税庁と手引きを作るといった取組みがないと、申告しようと思っている人もなかなか申告できない状況になるのではないか。
- ・ 納税義務者が自身の情報を一番よくわかっていることが基本なので、納税義務者自らが申告することは合理的な方法であり、それにより地方団体の手間が減るということは、それ以外のところに地方団体の財源や人員を使うことができ、地方サービスの充実にもつながるということで、とてもメリットがあると納得してもらえよう早めから動くことには同意である。諸外国ではどうなっているかということも踏まえて検討していく必要があるかと思う。

（「個人住民税に関する報告事項」に関する主な意見等）

#### ○ ふるさと納税について

- ・ ふるさと納税制度について、寄附金を特定財源として受け入れ、子育て等に有益に使われていくことは良いが、特定の団体の一般財源を圧迫しているケースもある。この場合、寄付者がネットショッピングを通じて財源を限定していつているように感じられ、制度的な違和感を感じているところであり、問題が出ているところなのではないかと思う
- ・ ふるさと納税というが実質は「カタログ販売」の様相を呈していると思われる。「地方創生〇〇寄附金」などというネーミングを考えたほうがいいのではないか。
- ・ 地方の中小企業、小規模事業者からすると、知名度も信用力もない中でふるさと納税制度によって行政の知名度、信用度などの信用補完を受けて自社の製品を地区外のお客様に売れる、受け取ってもらう、知ってもらうことができ、次につながるという意味では地方創生の中でも非常に喜ばれているのは事実である。他方で都市部の地方自治体、特に不交付団体との折り合いをどうやってつけるかが大事だろうと思う。
- ・ 特に事業者にとってふるさと納税によって生計を維持するということになってしまうと、やめられない補助金のようにになってしまうので、ふるさと納税で広まり、商売が成り立つようになったというのが本来の地方創生ではないか。

○ マイナンバー総点検について

- ・ 利用者がポイントとかではなくて、長い目で見て、マイナンバーカードを有効活用することでどのように生活が変わっていくのかなかなか見えてこないというのが、一市民として感じるところである。行政側でも色々なことに使ってメリットがあるという風に、全体的にどういったメリットがあるのか示していく必要がある。
- ・ マイナンバーの記載が義務化されているにもかかわらず、書かれていない部分が往々にしてあり、ここが現場が苦しい問題を発生する部分と思う。こうした場合に制度で補足してもらい、マンナンバーが100%補完できれば、現年課税化も一気に進んでいくのではないかと考えるため、そういったところも標準化を併せてお願いしたい。

(以上)